

春日井市図書館雑誌スポンサー制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、春日井市図書館雑誌スポンサー制度（以下「雑誌スポンサー制度」という。）の実施について、春日井市広告掲載要綱（平成18年8月25日施行。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(雑誌スポンサー制度の内容)

第2条 広告を掲載する者（以下「スポンサー」という。）が雑誌の購入費用を負担し、購入した雑誌を春日井市図書館（以下「図書館」という。）に配架する。

2 スポンサーが購入した雑誌の配架位置は、図書館が決定する。

3 図書館は、提供雑誌の最新号カバー表面にスポンサー名を表示し、提供雑誌の最新号カバー裏面にはスポンサーの希望により広告を掲載する。

(雑誌の選定)

第3条 スポンサーは、図書館の雑誌リストから提供する雑誌を選定する。

(広告の規格)

第4条 提供雑誌の最新号カバー表面については、スポンサー名を表示し、表示の大きさは縦4cm、横13cm以内で、地色は白色、文字は黒色とする。

2 提供雑誌の最新号カバー裏面の広告は、最新号カバーに収まるサイズのものとし、スポンサーが作成した片面印刷のものを使用する。

(広告掲載期間)

第5条 広告掲載期間は、市が掲載を決定し、雑誌が提供された日から当該年度の3月末日までとする。ただし、スポンサーが期間満了の2か月前までに継続を希望した場合は1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(スポンサーの募集)

第6条 スポンサーの募集は、広報春日井、市ホームページ及び図書館ホームページに掲載することにより行うものとする。

(雑誌スポンサー制度の申込み)

第7条 雑誌スポンサー制度に申込みをしようとする者は、春日井市図書館雑誌スポンサー申込書（第1号様式）を市長に提出するものとし、同一の雑誌に複数の申し込みがあったときは先着順とする。

- 2 前項の申込書には、広告原稿を添付するものとする。
- 3 前項の規定により提出された広告原稿の内容に不適切な表現がある場合には、市長は修正を求めることができる。

(スポンサーの決定)

第8条 市長は、前条の申込みがあったときは、要綱第3条第2項及び第3項の規定に照らし、広告の原稿及びスポンサーとしての資格を審査し、可否を決定する。

- 2 広告掲載の可否を決定した者に対しては、春日井市図書館雑誌スポンサー決定通知書(第2号様式)により通知するものとする。

(広告の作成)

第9条 掲載する広告は、スポンサーの負担で作成するものとする。

(広告内容の変更)

第10条 スポンサーは、広告掲載期間中に広告内容の変更を行うことができる。

- 2 広告内容の変更を希望するときは、変更を希望する日の1か月前までに、春日井市図書館雑誌スポンサー広告内容変更申込書(第3号様式)及び広告原稿を市長に提出するものとし、第7条及び第8条の手続きを準用する。

(購入代金の支払方法)

第11条 スポンサーは、雑誌購入代金を図書館指定の納入業者に直接支払うものとする。

- (1) 支払いは、当該年度の3月分までの代金を一括先払いとする。スポンサー期間を継続する場合は、継続前に一括先払いとする。
- (2) スポンサーが提供する雑誌が休・廃刊した場合は、図書館と協議の上、別の雑誌に広告を振り替えるものとする。
- (3) 振込手数料は、スポンサーの負担とする。

(雑誌が不明となった場合の措置)

第12条 スポンサー提供の最新号雑誌が不明となった場合は、図書館が当該雑誌を購入して配架する。

(広告掲載の取消し)

第13条 市長は、スポンサーが次の各号のいずれかに該当する場合は、広告掲載を取り消すことができる。この場合において、市長は、春日井市図書館雑誌スポンサー取消通知書(第4号様式)により、当該スポンサーに通知するものとする。

- (1) 雑誌代金の支払がなく、雑誌が提供されなかったとき。

(2) 要綱第5条第2項に規定する仕様の変更又は条件に従わないとき。

(3) その他市長が広告掲載に支障があると認めるとき。

(広報掲載の取下げ)

第14条 スポンサーは、広告掲載を取り下げることができる。

2 スポンサーは、前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、決定通知を受けた日から7日以内に、書面により申し出なければならない。

(雑則)

第15条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成26年3月19日から施行する。